

選定委員会における指定管理者の候補者選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、採点表に示す項目ごとに採点する。
- (2) 各委員の合計点を集計した点数（価格点を除く）が、満点の6割に満たない団体は選外とする。
ただし、すべての団体が、選外となった場合は、委員の協議により指定管理者の候補者を選定する。

II 応募団体が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。（判定事例1）
- (2) 委員の数が偶数の場合において、第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い団体を優先交渉権者、他方を次点交渉権者とする。（判定事例2）
総合計点も同点の場合は、今回の応募に係る指定の全期間における指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

判定事例1

	団体A	団体B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	3

第1位と採点した委員を多く（4人）獲得した〔団体A〕を優先交渉権者、〔団体B〕を次点交渉権者とする。

判定事例2

	団体A	団体B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔団体A〕を優先交渉権者、〔団体B〕を次点交渉権者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

Ⅱ 応募団体が3者以上の場合

(1) 各委員ごとに合計点の高いものから順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した団体を優先交渉権者、2番目に多く獲得した団体を次点交渉権者とする。ただし、すべての委員が第1位とした団体があつた場合は、その団体を優先交渉権者、第2位を最も多く獲得した団体を次点交渉権者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、その団体のうち第2位をより多く獲得した団体を優先交渉権者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であつた場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高い団体を優先交渉権者とする。(判定事例2)

(3) 総合計点も同点の場合は、今回の応募に係る指定の全期間における指定管理料の合計金額がより低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	団体A	団体B	団体C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	3	

1位の数が同数であつた場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した団体が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔団体B〕を優先交渉権者、〔団体A〕を次点交渉権者とする。

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	団体A	団体B	団体C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	1位	1位	3位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	4	4	0
第2位と評価した委員の数	2	2	
総合計点	700	690	

1位および2位の数も同数であつた場合

総合計点が最も高い団体〔団体A〕を優先交渉権者、次に高い団体〔団体B〕を次点交渉権者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であつた場合

そのうち、指定管理料の合計金額が最も低い団体を優先交渉権者とし、次に低い団体を次点交渉権者とする。